日光市

名称及び商号	(株)○○○○

用紙　A4

業　　態　　調　　書(測量・建設コンサルタント)

1. 登録部門及び希望業種の確認

登録部門及び希望業種			登録	希望
測量	測量一般			○
	地図の測量			
	航空測量			
建築関係建設コンサルタント業務	建築一般			○
	意匠			○
	構造			○
	暖冷房			○
	衛生			○
	電気			○
	建築積算			○
	機械積算			○
	電気積算			○
	工事監理(建築)			○
	工事監理(電気)			○
	工事監理(機械)			○
	調査			
	耐震診断			
	地区計画及び地域計画			
土木関係コンサルタント業務	建設コンサルタント	河川、砂防及び海岸、海洋		
		港湾及び空港		
		電力土木		
		道路		
		上水道及び工業用水道		
		下水道		
		農業土木		
		森林土木		
		水産土木		
		廃棄物		
		造園		

登録部門及び希望業種			登録	希望
土木関係コンサルタント業務	建設コンサルタント	都市計画及び地方計画	○	○
		地質		
		土質及び基礎		
		鋼構造物及びコンクリート		
		トンネル		
		施工計画、施工設備及び積算		
		建設環境		
		機械		
		電気電子		
	交通量調査			
	環境調査			
	経済調査			
	分析、解析			
	宅地造成			
	電算関係			
	計算業務			
	資料等整理			
	施工管理			
地質調査				
補償関係コンサルタント業務	補償コンサルタント	土地調査		
		土地評価		
		物件		
		機械工作物		
		営業補償、特殊補償		
		事業損失		
		補償関連		
		総合補償部門		
	不動産鑑定			
	登記等手続			

記載要領

① 「測量業務」を希望する方は、測量法第55条の登録がなければ希望することはできません。
② 「建築関係建設コンサルタント業務」における、「建築一般」を希望する方は、建築士法第23条の登録がなければ希望することができません。
③ 「補償関係コンサルタント業務」における「不動産鑑定」を希望する方は不動産の鑑定評価に関する法律第22条による登録がなければ希望することができません。
④ 工事監理(建築・電気・機械)については、自社の設計した事案以外の工事監理業務についても希望する場合、記載してください。
⑤ 年間委任する場合、委任先に希望業種に係る許可がない場合及び履行する技術者がいない場合は、希望することができません。

2. 有資格者数(人)

一級建築士	二級建築士	建築設備士	建築積算資格者	一級土木施工管理技士	二級土木施工管理技士	測量士	測量士補	環境計量士	不動産鑑定士	不動産鑑定士補	土地家屋調査士
2	3					1	1				

司法書士	技術士										
	総合技術管理部門 地質を除く	建設部門	農業部門	森林部門	水産部門	上下水道部門	衛生工学部門	電気電子部門	機械部門	情報工学部門	総合技術管理部門 地質

地質調査	第一種電気主任技術者	伝送交換主任技術者	線路主任技術者	APECエンジニア	RCCM	地質調査技師	補償業務管理士	公共用地経験者